

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 14 日（金）第 599 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

- 鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（※）
（総務福利課取扱い） 1

告

示

- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
○保安林の指定予定の通知（3件）（森づくり推進課取扱い） 2
○保安林の指定施業要件の変更（森づくり推進課取扱い） 3
○肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 4
○県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 4
○道路の区域の変更（6件）（道路維持課取扱い） 5
○道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 7
○自動車専用道路の指定（道路維持課取扱い） 7
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要
慮者居住支援法人の指定（5件）（建築課取扱い） 7

規

則

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第 8 号

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会及び教育長に対する事務委任規則（昭和46年鹿児島県規則第33号）の一
部を次のように改正する。

第 5 条第 9 号ア中「（法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）」及び「（法附則
第 2 条第 1 項に規定する給付を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号イ中「（法附
則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を削り、同号ウ及びエ中「（これらの規定を
法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を削り、同号オからケまでの規定中
「（法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

鹿児島県告示第166号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として
指定する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
南九州市頴娃町郡字中園原10725番 1，字梶平10730番 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第167号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
指宿市開聞十町字東園4780番 2（次の図に示す部分に限る。），4781番 8，4781番 9，4782番 1，4782番 2，4783番11，字天道松4900番 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
薩摩川内市都町字芹場6994番，7002番 2
- 2 指定の目的^{かん}
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町神子字尾高4864番 2, 4865番 3, 4865番13

- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所

薩摩郡さつま町平川字道ノ上5193番12, 5195番 3（次の図に示す部分に限る。）、5211番, 5213番 4, 字上ノ原5221番 2, 5222番 2, 5223番, 5223番 1

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定

施業要件を変更する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大島郡宇検村大字芦検字大小森1548番 1，字角須首1590番，字春入1549番 1 から1549番 3
まで
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び宇検
村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第172号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により，次
のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番 号	更新後の 登録の有 効期限	肥料の種 類	肥料の名 称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は 名称	住 所
鹿児島 県肥第 1297号	令和13年 3月17日	肉骨粉	豚肉骨粉 (粒2号)	窒素全量 7.5 りん酸全量11.5	その他の制限事項 は公定規格のとお り	有限会社 鹿児島油 脂工業	日置市伊 集院町寺 町87番地

鹿児島県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により，土地改良事業県営中山間
地域農業農村総合整備（旧：中山間地域総合整備）（農業用排水施設整備，農道整備，農用
地利用保全及び区画整理）瀬戸内東部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧
に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児
島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 3 月 17 日から同年 4 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
瀬戸内町役場農林課

鹿児島県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 1 項の規定により，土地改良事業県営水利施
設等保全高度化（畑地帯総合整備担い手支援対策）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））

（農業用排水施設整備，農道整備及び土層改良）第一浅間地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 3 月 17 日から同年 4 月 14 日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字永山910番1地先から同市笠沙町片浦字永山尻893番1地先まで	前 後	20.4～27.0 20.4～31.4	49.0 49.0

鹿児島県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	霧島市福山町福沢字柿木迫口4215番6地先から同市福山町福山字宝瀬口6915番8地先まで	前 前 後	8.4～110.5 9.6～110.5 9.6～110.5	1,582.1 1,340.0 1,340.0

鹿児島県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	飯山喜入線	南九州市穎娃町牧之内字鼻面13221番2地先から同市穎娃町牧之内字一夜込下13485番5地先まで	前 後	8.4～28.0 11.1～66.7	1,347.1 1,200.0

鹿児島県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月14日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	尾野見伊崎田線	志布志市有明町伊崎田字大道8064番地先から同市有明町伊崎田字下原8065番3地先まで	前	7.6～10.2	41.8
		志布志市有明町伊崎田字大道8064番地先から同市有明町伊崎田字下原8108番3地先まで	後	7.6～17.4	784.9

鹿児島県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月14日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月14日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志有明線	志布志市志布志町安楽字小瀬4680番1地先から4678番4地先まで	前	11.0～19.1	82.3
		志布志市志布志町志布志字見帰866番地先から同市志布志町安楽字小瀬4678番4地先まで	後	10.8～35.1	1,292.2

鹿児島県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年3月14日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課に

において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	328号	出水市下知識町1470番1地 先内	前 後	23.5～23.5 23.5～84.7	9.0 19.0

鹿児島県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	328号	出水市下知識町1470番1地先内	令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	寺山公園線	鹿児島市川上町2920番6地先から2917番1地先まで	令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、令和 7 年 3 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 路線名
志布志福山線
- 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
志布志市志布志町安楽字坂上2255番1地先から同市志布志町安楽字長迫2541番1地先まで	令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県告示第184号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
一般社団法人サツマスタ
霧島市国分府中町17番 8 号
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
霧島市国分中央四丁目12-22-2 F

鹿児島県告示第185号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
特定非営利活動法人かごしまホームレス生活者支えあう会
鹿児島市下荒田四丁目30番 5 号プレジデント下荒田102号
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
鹿児島市下荒田四丁目30番 5 号プレジデント下荒田102号

鹿児島県告示第186号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
ジェイリース株式会社
大分市都町一丁目 3 番19号
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
鹿児島市西千石町17番 3 号

鹿児島県告示第187号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
株式会社下川総合住宅
鹿児島市荒田二丁目23番 2 号第 6 下川ビル 1 F
- 2 支援業務を行う事務所の所在地
鹿児島市荒田二丁目23番 2 号第 6 下川ビル 1 F

鹿児島県告示第188号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 14 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
株式会社アルファ

鹿児島市照国町15－15

2 支援業務を行う事務所の所在地

鹿児島市照国町15－15